

平成27年

目黒区教育委員会

第36回定例会議録

(平成27年10月6日開催)

第36回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 平成27年10月6日

開催場所 教育委員会室

出席委員	教育委員会委員長	小村 恵子
	教育委員会委員長職務代理者	笛尾 敦夫
	教育委員会委員	中山 ひとみ
	教育委員会委員	木村 肇
	目黒区教育委員会教育長	尾崎 富雄

出席職員	教育次長	関根 義孝
	教育政策課長（学校統合推進課長兼務）	
		山野井 司
	学校運営課長	佐藤 欣哉
	学校施設計画課長	照井 美奈子
	教育指導課長	佐伯 英徳
	教職員・教育活動課長	濱下 正樹
	めぐろ学校サポートセンター長	増田 武
	統括指導主事	細田 真司
	統括指導主事	和田 孝
	生涯学習課長	金元 伸太郎
	八雲中央図書館長	大迫 忠義

書記	鈴木 敏由起
	山東 隆博

(午前9時30分開会)

○委員長 第36回目黒区教育委員会定例会を開会します。本日の欠席委員、欠席職員はございません。署名委員は笹尾委員です。
それでは、日程第1を議題とします。

(日程第1 目黒区児童・生徒の携帯電話等の使用に関する指針の改定について(報告事項))

○説明員 (資料により説明)

○委員長 この件について、ご質問等ございますか。

○委員 もともと携帯電話を学校に持ち込ませないということを原則とした指導ということなんですが、現況では、どの程度守られているのですか。

○説明員 学校においては原則持ち込まないということで指導を徹底しておりますが、家庭から様々な事情で、どうしても今日は持たせたいといったケースについては個別に対応しています。しかし、中学生になりますと、黙って持ってきて、授業中に携帯の音が鳴って、それを取り上げて、家庭に教員から返すといった指導になっていますので、あくまで原則は持ってこさせないということで指導をしております。

○委員 学校には携帯を持ち込まない。ただし、健康上その他いろいろなことで例外はあるかもしれないということにしないと、原則としてというと、まあ、持つてこないほうがいいよというニュアンスに聞こえてしまうわけでして、やはり厳然と持ち込まないという指導をしたほうがいいと思います。

○説明員 申しわけございません。言葉が足りませんでした。携帯電話は持つてこないということで指導しております。ただし、例外としての部分があったので、説明の中で「原則として」と説明申し上げましたが、子どもたちには、携帯電話は学校生活には必要ないので、持つてこないようにという指導をしております。

○委員 私は、家庭内でのルールづくりということに踏み込まれたのは敬意を表したいと思うんですけども、もう一つ踏み込んだ形ということになると、そのフォローです。家庭内でのルールの後のフォローといいますか、何らかの関与が必要かと私は感じております。区から言われてルールをつくり、あとはそのままという形

よりは、定期的に何らかの確認をするようなことがある程度必要ではないかと思います。

○説明員

委員ご指摘のとおり、一つのルールづくりを保護者にお願いをする以上、こういった指針の説明をした上で、実際、その後どうかということの、何らかの追跡調査的な部分も必要になってくると存じます。保護者会であるとか、家庭教育学級であるとか、さまざまなPTAの会合等においても、そういった部分で話をしながら、ルールをつくった後、どうなっているのかの確認も必要と考えております。

○委員

本当に要望として、家庭が見なくてはいけない部分がとても大きいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員

家庭内でのルールづくりのポイントということで、ここが大きなところだと思いますけれども、先の委員のご質疑にも関連しますけれども、追跡調査をしますということで、それは非常に大切なことと思っております。どこまでできているかどうかということが大きなポイントになると思います。

細かいところでお伺いしたいんですけども、家庭内のルールづくりのポイントの例として、小学生は21時、中学生は22時と例示をされています。この例示というのは実態とはかなり乖離しています。24時以降使っている方も結構いますけれども、例示とはいって、一つの考え方があってこの例示をしたんだと思いますので、その考え方についてお聞きしたいと思います。

また全てが例示だとすれば、困ったときに保護者に相談するというのがありますが、せっかく右側で相談窓口というのを入れたわけですから、親にはなかなか言えないけれども実際困っているときにどうしたらいいかというのは、目黒区消費生活センターとか、あるいは民間の機関もあるし、資料にあるように東京こどもネット・ケータイヘルプデスクというのもあるわけで、そういうことをここに入れ込むべきじゃないかなと思います。

○説明員

指針の家庭内でのルールづくりのポイントでございますが、まず、例として示した7項目、一応全て例示ということで示させていただきました。

まず最初の、使用の制限の時間でございますが、これのもとにになっているアンケート調査の設問が、資料18ページの問6番、携帯電話・スマートフォンの、平日及び休日に何時まで携帯電話やスマートフォンを使用していますかということで、答えさせた

ものでございますが、平日は小学生の6年生のおよそ41パーセントが20時までの使用であるということ、中学校3年生の約28パーセントが実は24時以降も使用しているという実態が明らかになったところでございます。

さて、時間をどこに設定するのか、実は健全育成推進委員会の中でも議論になったわけですけれども、実態に合わせ、小学生についてはほとんど半分近く20時までということで、21時という制限をつけると、ほとんどの子どもたちがその範囲に収まるということです。中学生の22時というのが、なかなか現実の部分と多少かけ離れているものの、中学校1年生、そして2年生、3年生というところで、だんだん使用する時間が遅くなっていますけれども、一つの目安として常識的な範囲ということで示させていただいたところでございます。

それから、例示の5番目の「困ったときは、保護者に相談する。」ということですが、こちらとして期待しているのが、この指針、それから児童・生徒向けのリーフレットはこの後つくりますが、これをもとに、保護者とやはり子どもが、実際これから使うに当たってどうするのか。それは、使用については認めるけれども、その中で本当に何か困ったことがあったら、すぐ相談ということで保護者と子どもの会話というか、そのやりとりというのが一つ重要なってきます。

部屋の中でこもってやってしまう、あるいはトイレの中で持ち込むとかいうことじゃなくて、使ってもいいけれども、そういうふた一定のルールは守るということを確認し合って、一つの題材になればと考えておるところであります。実際、ルールというより、当たり前のことではありますけれども、あえて入れさせてもらったというのは、そういった意図がございます。

あとは、保護者のみならず、もちろん、なかなか言えない、保護者に言えない状況もあるということで、そこに一応相談窓口といったところも載せたところでございまして、そういった考えのもとで7つのポイントということです。実は原案はもっとたくさんあったんですけども、ひとつきちんと整理して、今回7つの例示にとどめたというところでございます。

○委員

大体理解はいたしましたけれども、1点目は、家庭内のルールづくりのポイントについては、保護者・子ども、あるいは青少年委員等々、関係機関への周知徹底ということが非常に重要になっ

てまいりますので、関係者への周知徹底ということで、「きょういく広報」ですとかホームページ等、教育施策説明会というのはありましたけれども、場合によっては何か講演会とか研修会とか、そういういたものを行って、積極的にPRしていくべきだと思います。

2点目は、家庭内でのルールづくりのポイントのつくりなんですけれども、まず、細かいところですけれども、例のところの1個目だけが左に寄っているでしょう。そこだけが例示に見えてします。どこまで例示なのでしょうか。ここだけ左に出ているから、ここだけが例示でしようか。細かいところで恐縮ですけれども、これはそろえていただきたいと思います。

また、小学校3年生と中学校3年生が1時間しか違わないというのは、なかなか一般には理解できないと思いますので、※印の後に「目安として」とか、何か修飾語を入れて、「目安として中学生は22時とする」と、※印の前に一言入れないと、またそこで物議が生じますので、工夫をしていただきたいと思います。

まず、ルールづくりに伴って、この指針の周知につきましては、ご指摘のとおり、区のホームページはもとより、さまざまな機会を通じて周知徹底を図ります。講演会については、実際どのような形ができるのかについては、検討させていただきます。

続いて、2点目の家庭のポイントづくりの記述ですが、大変申しわけございません、確かに左に若干ずれておりますので、修正をしてまいります。それから、※印のところも「目安として」等々、何らかの形での工夫をいたします。

○委員　　家庭内でのルールづくりということで、一つ私が気になっておりますのは、小学生のお父さん、お母さんというのは、30代の方もおられれば40代の方もおられる。仕事を抱えておられる方がいますので、保護者のルールといいますか、これも一つポイントになりそうな気がします。子どもたちの多くの会話の中で、親がこうしているから、やっても構わないというように安易に考える傾向があるということになると、このルールづくりに当たっては、保護者はどう自分たちにルールを課すのかということも一つ大きなポイントになりそうな気がします。

確かに難しい問題があります。特に仕事で出られている保護者が職場からの連絡などの場合に不便がありますし、夜間にお勤めの保護者は、夜中に電話がかかってくるというようなこともある

のではないかと思うので、そういう事例を子どもたちが見たときにポイントとされる印象を与えるのかなという、そういう危惧をいたしますので、その辺も少し突っ込んで、せっかくこういうものを出すとすると、少し触れる必要があるのではないかと思います。どうつくったらしいかというのは、この場では申し上げられないのですが、ぜひ検討いただきたいと思います。

○説明員

非常に重要な視点と存じます。ただ、それをこの中で明記するというのは、なかなか難しい部分もあります。

ただ、これを保護者に周知するときには、やはりこういった子どもの実態があるという調査報告書を見て、実際、親が知らなかつた子どもの姿がこの中からかいま見ることができますので、この調査報告書をきちんとお示しをし、指針について、当然、子どもたちにそういうルールを課すのであれば、やはり保護者として、携帯電話等の使い方等についてもご留意くださいと周知をする際にそういう部分も申し添えるということが重要だと思っていますので、これにつきましては、11月の合同校・園長会の際に、校長、園長に話をしてまいりたいと考えております。

○委員長

他にご質問等ございますか。

特にないようですので、この報告を受けました。

続きまして日程第2を議題とします

(日程第2 平成27年度いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議の実施について(報告事項))

○説明員

(資料により説明)

○委員長

この件について、ご質問等ございますか。

○委員

とにかく、いじめ問題というのは非常に重要な問題であることは間違いないと思います。いじめというものは、相手に対しての、心と、または体に対する傷害行為ですね。いじめというものはあってはならないということを知らしめていくことは本当に大事なことですが、校区によって、代表者だけが出たり、それから全体会議になっていたり、違いがありますが、全員にいじめというものに取り組んでもらうにはどちらの形態が一番有効なのか、今までの検討というのはどうでしょうか。

○説明員

ご指摘のとおり、参加者の形態については校区での違いがございます。

確かに、その当日の会議にできるだけたくさんの子どもたちが参加することによって、会議で出たことがストレートに共有できるという反面、それぞれの会議を進めるのが中学生でございますので、その会のメンバーによって、なかなか話し合いが上手に進まない、分科会によっては進まないという実態もございます。

一方、少ない人数でやることによって、かなり絞られますので、その中の分科会における違いというものは少人数のほうが少なく、中には生徒会、当初は生徒会役員だけの参加というような部分もありましたが、今は一つの学年を中心に参加したり、校区によっては全学年から代表生徒を募る。七中校区につきましては、中学は各学年からの参加の中で、15人の少数精銳で出て、学級委員クラス、あるいはそれなりの問題意識の高い子どもは、その中に集まって会をリードしていくということが考えられます。

どちらをとるかは、やっぱり一長一短あると思っておりまして、この子ども会議の一つのポイントとしては、会議はもちろん重要な一つの取組みではありますが、そこに至るまでの、全学級、全学年における、いじめについて全校生徒に考え方を、その意見を会議の中に持ち寄って、集約された会議での意見を持ち帰って、学校の中でそれをきちんと振り返っていくところ、事前と当日と事後の各段階の取組みを重要視しておりますので、その中の会議の持ち方等の工夫の余地はあろうと思いますが、全体として全ての生徒が会議に参加をすると、何らかの形で参加をするということについては、一つ押さえていきたいと思っております。

○委員

本当に有効なのは一つの方法ではないとは思います。ただ、どちらがベターかということは、長年やっていくうちに、どちらのほうが全生徒に行き渡る、そういう同じ考え方を持つことが行き渡るかということは、やはり検討していただきて、少しでも有効なほうに、形態を変えていっていただければと思いますが、そういう観察をよろしくお願ひしたいと思います。

○説明員

今の形が確立して3年目を迎えます。そういった部分で、やはり成果と課題は明確にし、そのやり方等についてはしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○委員

今の点に関連してなんですけれども、それぞれに一長一短あるというのはそのとおりだと思っていますが、まだ3年ですから、余り固定化しないように、全体をやる年もあれば個別にやる年もあるというように、いろいろなことを行って、もうこの校区はい

つも全体でやります、いつも少数でやりますというように、固まらなければ私はいいなと思っているんですけどね。フレキシブルに、そのときの状況で、それぞれの方法を選択していただければいいのではないかと思っています。

○説明員

委員のご指摘のとおりでございますので、そういった部分をどのように充実させていくか、よりよい形について、学校と連携しながら、今後取り組んでまいりたいと存じます。

○委員

先の委員と重なる点もありますけれども、1点目は、「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」の形式になって3年目ということで、スタートはそもそも区議会の議場を利用したいじめフォーラム、かれこれ10年たつわけですけれども、この形になって3年目ということで、今年度はこの形でやっていくということでおろしいかと思いますけれども、3年目の実施状況を十分に検証していただいて、保護者の意見等もあり、関係者の意見もあるわけでして、これについてはいろいろご意見のあることは間違いないところなので、一度きっちと検証していただいて、今の形が私はベターだとは思っていますけれども、ベストとは思っておりませんので、さらにベストな形に向けて、しっかりと検証していただきたいと思います。

それから2点目は、昨年、NHKの「100万人の行動宣言」に全小・中学校が参加したという、これは大きな成果だと思っております。子どもたちが書かれた内容について、八雲小学校の例示がありますけれども、一人一人が自分の頭で考えて、こういうふうに行動宣言をしていくところは非常に重要なと思いますので、今年度はさらに高みを目指して、さらに実績がふえるように、働きかけをぜひお願いしたいと思います。

○委員長

他にご質問等ございますか。

特にないようですので、この報告を受けました。

続きまして日程第3を議題とします

(日程第3 平成27年度夏季休業期間中における教育活動及び教員研修の実施状況等について(報告事項))

○説明員

(資料により説明)

○委員長

この件について、ご質問等ございますか。

○委員

夏休みにおける教育活動についてですけれども、学校主催で行

う体験教室と学校を活動場所として行う地域等主催の体験教室の2つがあつて、両方とも行われていない小学校が、向原、五本木、田道、不動の4校はいわゆる体験教室が学校主催でも地域主催でも行われていないということなんですが、その学校の子どもたちは、ほかの学校の体験教室にも行けるような関係にあるのか、ということが一つと、この両方とも行われていないというのは、昨年あるいはその前からも固定しているのでしょうか。あるいは、増えたり減ったりしているのですか。

○説明員

昨年度の調査の中で、まず1点目、両方とも行われていないということにつきまして、ほかの学校での参加ということでいいまますと、例えばラジオ体操は地域で行っておりますので、隣の学校で参加しているというようなケースはございます。

また、記載されておりませんが、学校を活動場所として行う地域主催の体験教室について、向原小学校と不動小学校では、別に子ども教室を実施しているというような状況がございます。

また、今、3ページ目をご覧いただきまして、こちらの表ですが、例えば向原小学校の主な教科、国語、算数、図工とございますが、昨年度、この図工の部分を体験教室として報告している場合もございますので、学校で行っているものが体験教室に位置づけているか、学習教室に位置づけているかというところの差がある場合がありますので、少しあかりにくくなっているところは、また改善を図っていきたいと思っております。

○委員

先生方の研修についてお伺いします。例えば実技研修その他の研修において、これまで対象者数というのは、括弧書きで全部記載されていたのですが、実技研修その他について、その記載がありません。

○説明員

委員が指摘されました実技研修とその他の研修におきまして、対象者数を括弧書きで示しておりませんのは、こちらの研修は任意研修でございまして、括弧書きで対象者数を記載してありますのは必修研修という仕切りでございます。

○委員

ただ、説明の中に、任意研修であつても、参加者が残念ながら少なかったというお話がございましたので、一応、どのくらいの対象者があつて、任意研修でも受けられたのかなということでお聞きしたということです。

○説明員

資料7ページの学校マネジメント研修のことでございますけれども、こちらは主に主幹教諭を対象といたしまして、将来の管

理職を目指すようなきっかけづくりを行うための研修でございます。その主幹教諭の総数から數えますと3人という実績でございまして、これは少ないと認識しております。反省をもとに次年度に向けて、より参加を募りたいと存じております。

○委員

やはり任意研修とはいえた必要だと思われるからこういう研修を組んだと思うので、それなりの参加者を募るべきかなと思います。それから、今度は教育活動ですが「学校図書館は指定した開館日以外も、児童・生徒の求めに応じ、利用できるようにする。」とございます。これは非常にいい取り組みだと思うのですが、利用状況はどうだったのでしょうか。

○説明員

利用状況の具体的な数は、把握をしていないところでございますが、学校関係者、学校の管理職に聞きますと、例えば、水泳指導に参加した帰りに本を借りたい、先週借りた本を返すために学校図書館に入りたいというようなところで、学校の教員に子どもが声をかけて、学校図書館を利用させているというような実態等は報告を受けているところでございます。数等につきましては把握してございません。

○委員

これは、夏季休業期間内でどのくらい開館していたのですか。

学校によって差があると認識しているところでございますが、基本的に学校には必ず夏季休業期間中といえども教職員がいるわけでございますので、子どもたちの声に応じて学校図書館を使わせるということは、夏季休業期間中ずっと行っているところでございます。ただし、工事等事情によって使うことができない、又は体制が整わない等で、断っているケースもあるかと存じます。

○委員

教員研修についてお伺いしますけれども、資料1ページの目的の（2）の教員研修の記述の内容については、理解はできるのですけれども、2の基本的な考え方の（2）の教員研修のア「授業研究以外の研修を」とあります。「授業研究以外の研修を」の内容を見ると、職層研修、必修研修、それから課題別研修、実技研修その他ということですけれども、この「授業研究以外の研修」というのは何を指しているのか、お伺いしたいと思います。

○説明員

こちらで記載しておりますのは、授業に直結したものというより、例えば資料5ページの2番、必修研修で申し上げると、いじめ防止であったりとか、食物アレルギーであったりとか、あるいは同和問題であったりとか、教員としての資質の向上に資するものでも、授業に直接結びつくものではないものを、この夏季休業

中に集中して行ったものでございます。いわば今日的な課題と捉えてございます。

○委員 表現の仕方ですけれども、直接授業の内容にかかわらない研修ということですか。

○説明員 そのとおりでございます。

○委員 そうしますと、必修研修については、そのように読み取れば読み取れないこともないのですけれども、この期間における研修は、例えば同じ5ページの1の職層研修でいえば、「学校の組織力を高める管理職マネジメントの在り方」で、これは、主幹研修も同じですけれども、直接授業にかかわってきます。あるいは、4番の実技研修などはまさに直接授業にかかわってくるでしょう。そうすると、2の基本的な考え方の(2)の教員研修のアの「授業研究以外の研修を計画的に集中して開催する。」というのは、百歩譲ってそのように理解できますけれども、その他のところは授業に直接かかわるものだと思います。

○説明員 ただいまおっしゃられるとおり授業に結びつくものでございますけれども、特にこちら、授業研究ということで、より授業に密接的に関係した研修というふうに捉えておりますので、広く捉えれば、授業研究以外の研修と捉えて、このように表記してございます。

○委員 私の理解力が足りないのかもわかりませんけれども、資料1ページ2の(2)の「ア」の表現というのが、今回行った研修の総称を指しているわけですから、この表現については工夫をしていただきたいと思います。

○委員長 他にご質問等ございますか。

特になくないので、この報告を受けました。

続きまして日程第4を議題とします

(日程第4 平成28年成人の日のつどいについて(報告事項))

○説明員 (資料により説明)

○委員長 この件について、ご質問等ございますか。

○委員 成人式につきましては、一生に一度しかないお祝いの会なので、事前の準備と当日の体制については十分な体制をとり、先ほど大雪の話もありましたけれども、予測することがなかなか困難な不測の事態ということもありますので、しっかりととした対応をお願

いしたいと思います。

また、敷地の中では当然行われていないとは思いますけれども、出口付近において何かを配っていることについてご意見が出ていましたが、その対応というのは可能でしょうか。

○説明員

ここ数年、ある宗教法人が冊子等を配っているという状況があり、議会等でもご指摘をいただいております。それにつきましては、敷地内ではお断りをしておりますが、公道上で配つてになると、道路交通法上も、いつでも移動できるような状態で配つている者に対しては、普通のビラまきと同じで、規制することは難しい状況です。

ただ、冊子を渡すことにより、新成人の方の通行の妨げになるような状況がもし発生しているとすれば、そこは強く指導していきたいと考えております。

○委員

私もずっと状況を見ておりましたけれども、混雑時には明らかに通行を阻害しているように見えるので、適切な対応をお願いしたいと思います。

○委員長

他にご質問等ございますか。

特にないようですので、この報告を受けました。

以上で本日の定例会を閉会します。

(午前10時53分閉会)